

ヤマト インターナショナル グループ 人権方針

背景と目的

ヤマト インターナショナル グループ (以下「ヤマト インターナショナル」といいます。) は「ものを創り 人を創り お客様と共に心豊かな毎日を創る」というミッションのもと、いつの時代でもお客様に求められ続ける真のブランド創りを実現することで、事業および企業の持続的成長を目指しています。

ヤマト インターナショナルの事業活動は当社のミッションに基づき遂行されますが、常にコンプライアンスの意識を持って遂行することを重要視し、その原点となる指針として、「コンプライアンスポリシー (企業行動憲章)」①法令等の厳格な遵守 ②信頼の確立 ③顧客起点の徹底 ④人権及び環境の尊重 ⑤反社会的勢力との対決 を掲げています。

また、CSR 活動については、①地域&社会への取組み ②環境保護への取組み ③お客様への取組み ④従業員への取組みを重要なテーマと位置づけ積極的に取り組んでいます。

ヤマト インターナショナルは、これらの自らの事業活動がすべてのステークホルダーの人権に及ぼしうる潜在的影響について、その責任を認識しています。

ヤマト インターナショナル グループ 人権方針 (以下「本方針」といいます。) は、ヤマト インターナショナルが共通で持つ価値観であり、事業活動の原点である当社のミッションに基づいた人権尊重の取組みの基本方針を詳述するものです。

人権尊重に対するヤマト インターナショナルの考え方とステークホルダーの皆様への期待

ヤマト インターナショナルは、「国際人権章典」および国際労働機関 (ILO) の「労働における基本的原則および権利に関する宣言」等の国際規範を尊重し、人権尊重の取組みを進めます。

ヤマト インターナショナルは、国際連合の「ビジネスと人権に関する指導原則」を支持し、同原則に基づき取り組みます。

また、ヤマト インターナショナルは、ヤマト インターナショナルの事業活動を支えるお客様、ビジネスパートナー、地域社会の皆様等のあらゆるステークホルダーの皆様の本方針への賛同を期待します。

人権尊重に関する責任

ヤマト インターナショナルは、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき、事業活動による人権への悪影響の回避に努め、自らの事業活動と関係する人権への負の影響が認められる場合には、是正に向けて適切な対応をとり、人権尊重の責任を果たします。

ヤマト インターナショナルは、児童労働、強制労働、ハラスメント、差別、環境破壊等の

人権侵害をいかなる場面に対しても認めることなく、サプライチェーンにおけるビジネスパートナーやその他関係者に対しても、同様の人権尊重と適切な対応を求めます。

ヤマト インターナショナルは、事業活動を通じて生ずる人権への負の影響を特定し、防止、軽減等の是正を行うため、人権デューデリジェンスの仕組みの構築に取り組み、これを継続的に実施できるように努めます。

対話・協議

ヤマト インターナショナルは、自社が人権に及ぼす影響について、影響を受ける人々の視点から理解し、適切に対応できるよう、サプライチェーンにおけるビジネスパートナー等のステークホルダーの皆様との対話と協議を通じて、本方針に従って人権尊重への取組みを続けます。

救済措置

ヤマト インターナショナルは、ヤマト インターナショナルの企業活動が直接的または間接的原因として人権に負の影響をもたらした場合には、適切な手続を通じて問題解決と是正に取り組みます。

教育

ヤマト インターナショナルは、役員および従業員の一人ひとりが人権の原則に対する理解を深め人権の諸問題に適切に対応できるよう、役員および従業員に対しての教育を継続して行います。また、ビジネスパートナー等のステークホルダーに対しても本方針を共有し、理解と協力を要請してまいります。

情報開示

ヤマト インターナショナルは、人権尊重の取り組みの進捗状況について、ウェブサイト等で継続的に開示・報告を行うよう取り組みます。

制定 2021年8月6日

ヤマト インターナショナル株式会社

代表取締役社長

盤若智基